

# 議会運営委員会視察報告 「政策形成サイクルについて」

## 会津若松市議会

議長／目黒章三郎氏 広報広聴委員長／小倉将人氏

1月28日月曜日 午後2時30分～4時30分

出席／下江洋行 中西宏彰 鈴木達雄 小野田直美 鈴木長良 柴田賢治郎 丸山隆弘 村田康助

### 【視察の目的】

会津若松市議会の「政策サイクル」について考察し、本市議会の政策形成の仕組み構築に活かすことを目的とする。



### 【市の概要】

- ・人口：121,068人  
(H30.4現在、H17.11合併時131,464人)
- ・面積：382.99km<sup>2</sup>

### 【市議会の概要】

- ・議員定数：30名（現員29名）  
※次期から定数28名に削減
- ・常任委員会：総務・文教厚生・産業経済・建設・予算決算（委員任期2年）
- ・会派：8会派                      ・平均年齢59歳（38～69歳）
- ・一般議員の報酬：月額447,000円              ・政務活動費：月額35,000円



## 【議会改革の概要】

市民参加という原点に着目し議会基本条例を制定（平成20年度）。それに基づく取り組みとして以下をあげている。（会津若松市議会白書より）

1. 政策討論会・議会制度検討委員会（市民委員2名参加）
2. 説明責任を果たすため委員（議員）間討議の導入
3. 市民との意見交換会の継続開催（地区別：年2回15か所、分野別：団体）
4. 市民意見から政策立案・提言に結び付ける取組み（「政策サイクル」と呼ぶ）
5. 議長選挙・副議長選挙に係る所信表明会の実施

## 【議員間討議】

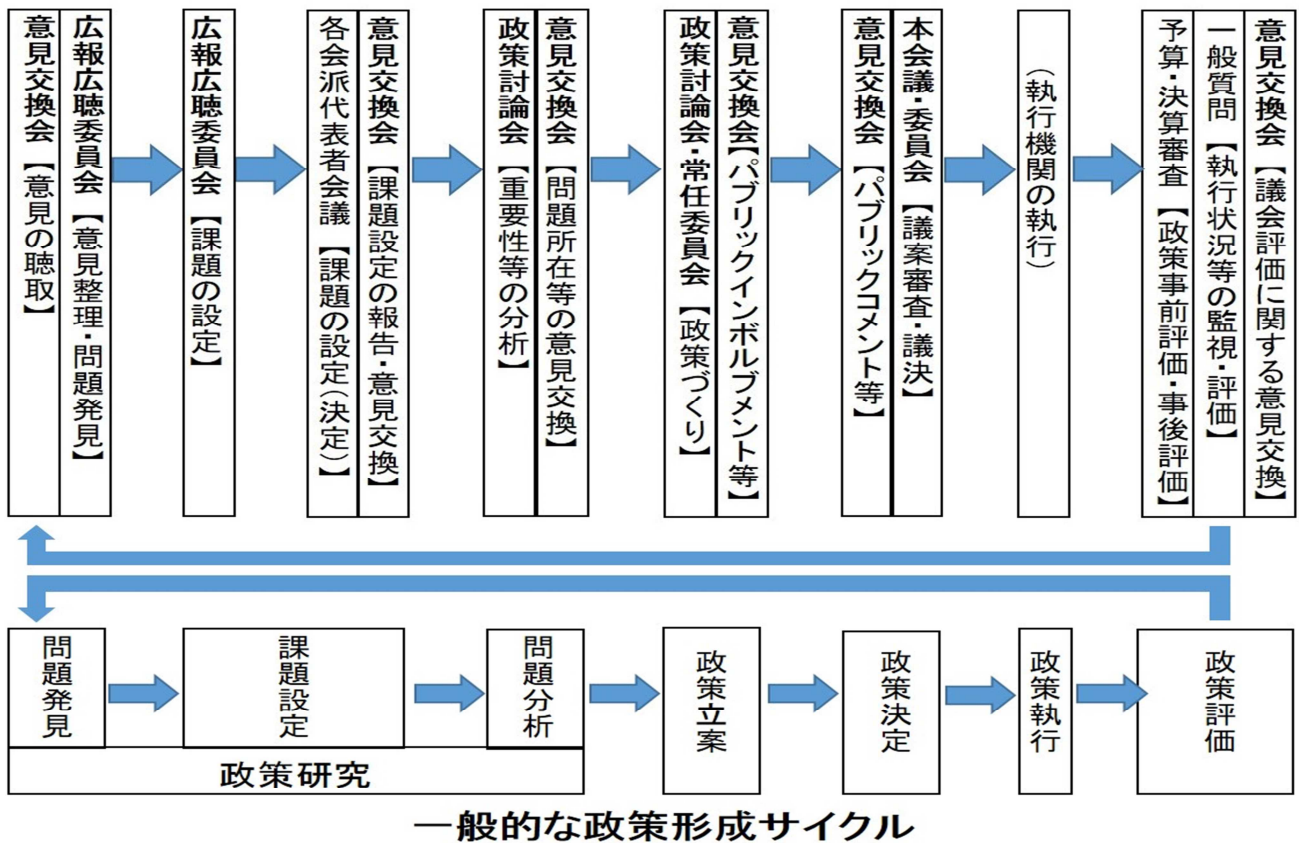
行政の縦割り運営と市民生活からのニーズ・課題は必ずしも一致しない。議員が市民の代表として市民のニーズを理解したうえでギャップを埋め提案する必要がある。会津若松市議会は、議員間の自由討議を経て市民ニーズを把握・抽出し、本会議、常任委員会、予算決算委員会で要望的意見、付帯意見を付け政策に反映させている。また、議員間討議の目的は論点・争点を明らかにすることであるが、議員間討議を有効に成立させるために、事前準備会、論点抽出表を活用している。

## 【政策サイクルによる市民の声の政策化】

「政策サイクル」は、議会の3つの役割、監視機能、政策立案機能、民意吸収機能を具現化する有効な仕組みであり、一議員の活動に止まらず二元代表の一翼である議会として、議会ルールに基づく活動を通し市民の声を政策化する仕組みである。新城市議会においても議会基本条例を平成23年度に制定し、議会報告会など議会として市民の声を聞く場を設けてきたが、会津若松市議会の「市民との意見交換会」を起点とした政策サイクルは、市民福祉の向上のため新たな視点で本市議会の議会改革を進める良い手本となるものである。

以下、今回学んだ政策サイクルの骨子である。

## 会津若松市議会の政策形成ツール



### (1) 政策サイクルの主要3ツール

- ① 市民との意見交換会 = 意見聴取
- ② 広報広聴委員会 = 意見整理 → 問題発見 → 課題設定
- ③ 政策討論会 = 問題分析 → 政策立案

### (2) 主要3ツールの概要

市民との意見交換会、広報広聴委員会、政策討論会は、会津若松市議会の政策サイクルを形成する「3種の神器」とも言えるもの。以下その概要である。

#### 1. 市民との意見交換会

市民との意見交換会で市民意見を聴取。議会全体を5班に分け1班5～6人で3か所巡回し計15か所、これを年2回開催する。

#### 2. 広報広聴委員会

政策研究の段階の重要な位置にある。市民との意見交換会で聴取した市民意見を整理することを通じて問題発見を行い、そこから帰納法的に課題設定を行う。議員間で自由討議し論点を抽出する。地元ニーズがどのようなものであるか現地調査も行う。

### 3. 政策討論会

全体会、分科会、議会制度検討委員会の3部構成からなる。4つの常任委員会をそれぞれ4つの分科会にあてる。設定した政策課題（政策テーマ）を下表の例のように政策検討会の全体会・分科会に振り分ける。政策討論会（分科会＝常任委員会）ごとにテーマを深堀する。問題分析、政策立案の各段階でテーマにそって有識者によるセミナー開催、先進地視察、各分科会での自由討議（月2～3回）を行う。また、各段階での議員間討議を有効に成立させるため、事前準備会の開催、論点抽出表の活用などを行っている。

大分類	テーマ	政策討論会
A 議会	1 議会活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方について	全体会 (議会制度検討委員会へ)
B 行・財政	2 本市財政の持続可能性と事業・サービスとの調和について～市民が事業・サービスを選択しうる舞台づくり	分科会 (第1分科会へ)
	3 行政サービス提供機能のあり方と庁舎等整備の方向性について	分科会 (第1分科会へ)
	4 民間委託のあり方について	全体会へ
C 生活・環境	5 防災などの地域の諸問題解決に向けた、地域と行政機関等との連携による新たな地域社会システムの構築について	分科会 (第2、第4分科会へ)
	6 地域環境の保全について	分科会 (第2分科会へ)
D 健康・福祉・医療	7 高齢社会及び少子化社会における社会保障サービスとその負担のあり方について	分科会 (第2分科会へ)
E 産業経済	8 地域経済活性化と持続可能な地域産業の維持・育成について	分科会 (第3分科会へ)
F 建設・都市計画	9 都市計画の基本的方向性について	分科会 (第4分科会へ)
G 教育・文化	10 教育・学習環境の整備について	分科会 (第2分科会へ)

以上の3ステップを経て議員間でより深い議論を展開することが出来、執行部への要望的意見として市民意見を反映した施策へ導くことができる。

この取り組みの要といえるのは、論点抽出と自由討議を重ねる事で、議員の資質が上がり執行部との政策論争に発展し得る事である。討議の末に議員全てが論点を共有し市民福祉への方向性を一緒に出来た時、議会提案となり市長の予算編成に大きく影響を及ぼす力となる。

また、会津若松市議会では、議論からの脱落者が出ないように会派代表者会議を行い、課題設定から問題分析に至るまで、それぞれの政治信条に照らした議論になるよう計られている。本市議会においては全員協議会をその場としているが、議論をより深めるために議員が議論し易い環境づくりも必要である。



## 【所感】

地方自治法に定められる議案提案権は予算提案権が無いなど、首長の提案権と比べ限定されたものになっている。しかし二元代表制の一翼である議会的一致意見とすれば、市民意見から抽出した提案として首長も影響を受けざるを得ない。法体系で整備されてはいないが、議会の持つ3つの機能を具現化するしくみとして、会津若松市議会の民意形成体系ともいえる政策形成サイクルは非常に整ったものと感じた。

新城市においても、政策競争の具体的な取り組みとして、会津若松市議会の政策形成プロセスを組み入れた議会運営を検討することが必要であると考えます。

「会津若松市議会が特別なことをしているわけではない」と視察に対応して頂いた目黒議長の言葉が印象に残った。平成20年度に議会基本条例を制定し、それに基づいた議会運営を地道に着実に実行し、市民福祉向上に直結する具体的な実績を積んできた会津若松市議会の歩みこそを見習うべきである。本市議会の議会改革の羅針盤ともいえる姿を見た思いである。

